

議案第25号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第19条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。